

平成 29 年 1 月 30 日

西宮市記者クラブ 各位

国民健康保険課長

## 国民健康保険の普通調整交付金にかかる過年度分の返還について

### 1. 概要

過年度に国から交付された普通調整交付金について、被保険者にかかる所得金額（賦課限度額控除後の基準総所得金額）の算定を誤ったことにより、過大に交付を受けていた事実が判明しました。

このため、平成 23 年度から 27 年度までに超過交付を受けた合計約 10 億 9 千万円を国に返還するものです。

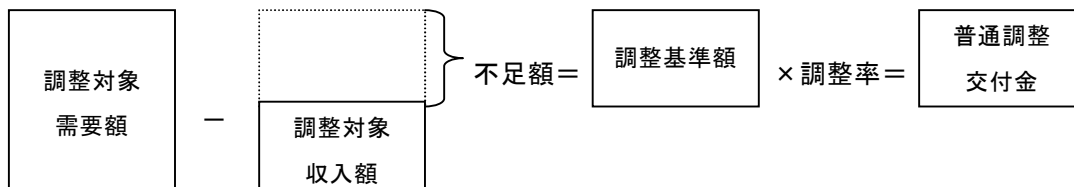
### 2. 経過

#### (1) 普通調整交付金の交付について

国は、市町村間の財政力の不均衡を調整するため、市町村の年間医療費などのうち保険料で負担すべき部分（財政対象需要額）に対し、市町村が確保すべき保険料額（調整対象収入額）を画一的な測定基準により算定し、調整対象需要額が調整対象収入額を超える市町村に対して、その超える額を基準として普通調整交付金を交付しています。

本市は、毎年度、国より普通調整交付金が交付されてきました。

#### [普通調整交付金の算定方法]



・ 調整対象需要額は 12 月～11 月診療分の医療給付費に調整率をかけたものなどから定率国庫負担金などを控除した額。

・ 調整対象収入額は、市町村が取るべき保険料（1 人当りのとるべき保険料額に被保険者数を乗じて得た額と、とるべき保険料率に被保険者にかかる基準総所得金額を乗じて得た額の合算）。

#### (2) 超過交付の判明

普通調整交付金とは別の試算（平成 30 年度の制度改正後の標準保険料率）のため、兵庫県に被保険者の所得金額（賦課限度額控除後の基準総所得金額）を報告したところ、先に報告していた普通調整交付金の算定プログラムを用いて計算した金額と乖離が大きいことの指摘が県よりあり、市の担当者が確認したところ、普通調整交付金の算定プログラムに誤りがあったことが判明したため、自主的に返還するものです。

### 3. 誤りの内容・原因

#### (1) 誤りの内容

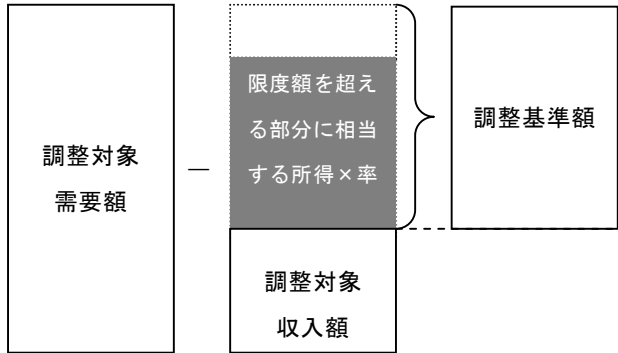
市町村が保険料を賦課する場合、その賦課には限度額が設けられています。普通調整交付金の調整対象収入額の算定においては、被保険者の所得金額（基準総所得金額）を計算する際に、保険料として賦課することができない限度額を超える部分に相当する所得額を控除します（賦課

限度額控除後の基準総所得金額)。

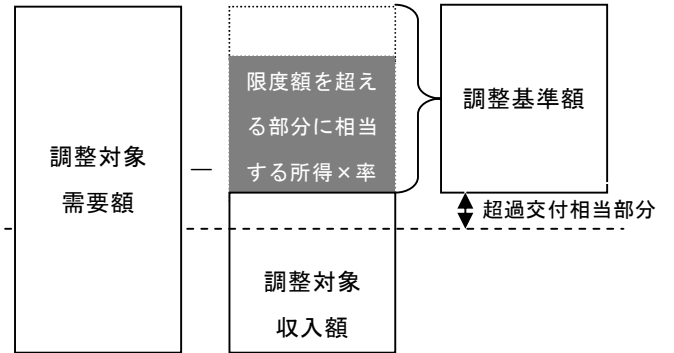
ただし、国保の加入者ではない特定同一世帯所属者（国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人）にかかる限度額を超える部分に相当する所得については、（保険料は賦課されないため）下記のイメージの「限度額を超える部分に相当する所得」に含めません。ところが、普通調整交付金の算定プログラムでは、これを含めて計算していたものです。

**[今回の算定誤りのイメージ]**

**【×：修正前】**



**【○：修正後】**



**(2) 誤りの原因**

平成 20 年度からの後期高齢者医療制度の実施により国保で「特定同一世帯」の考え方が新しく創設されたことに伴い、普通調整交付金の算定プログラムのうちの賦課限度額控除後の基準総所得金額の計算を、上記のイメージの「限度額を超える部分に相当する所得」に特定同一世帯所属者のものを含めないよう修正しなくてはいけませんでした。ところが、当時、この修正が行われていなかったことによるものです。

**4. 対応**

平成 28 年度の普通調整交付金については、正しく算定して申請します。

既に交付を受けていた過年度分については、平成 23 年度分は時効（5 年）の関係で平成 28 年度中に返還し、平成 24～27 年度分については平成 29 年度に返還する予定です。財源は西宮市国民健康保険財政安定化基金（平成 27 年度末残高：約 27 億円）からの繰入れを予定しています。

なお、普通調整交付金の調整対象収入額は、国の指示に基づき理論上の「市町村がとるべき保険料」として算定するものですので、実際に本市が被保険者に賦課した保険料の金額とは異なります。このため、今回判明した算定誤りに関連して、本市が過去に賦課した実際の保険料の金額が変わるものではありません。

**【問合せ先】**  
西宮市国民健康保険課  
電話：0798-35-3122